

## 広報せんなん広告掲載取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、泉南市（以下、「市」という。）が、発行する「広報せんなん」（以下、「広報紙」という。）に掲載する広告に関し、泉南市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）に規定されるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告依頼者 市へ直接広告掲載を依頼する事業者をいう。
- (2) 委託業者 市が広告掲載業務の一部を委託する事業者をいう。
- (3) 広告主 広告代理店へ広告掲載を依頼する事業者をいう。

### (広告の範囲)

第3条 広報紙に掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は要綱第4条及び泉南市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

### (広告の規格・掲載料金)

第4条 広告の規格、掲載料金は別紙広報せんなん掲載広告取扱業務仕様書ⅠⅡ（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

### (広告掲載の申込み及び決定)

第5条 広告の募集は、市または委託業者が行うものとする。

- 2 広告掲載を希望する者は、広告枠、内容等に応じて、市または委託業者に申込みものとする。
- 3 前項の申込みは、広報せんなん広告掲載申込書（様式第1号）により、市長が指定する期日までに行うものとする。なお、委託業者は広告主からの申込書を取りまとめたうえで市に提出するものとする。
- 4 市長は、申込書の提出を受けたときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合、要綱第5条第4項の規定に基づき、泉南市広告掲載審査委員会に審査を申し出、審査を受けるものとする。

### (広告原稿の作成等)

第6条 広告依頼者及び委託業者は、広告原稿を仕様書に指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿を作成するにあたっては、広告依頼者及び委託業者は広告のデザイン、コピー

一等に関して事前に市と協議しなければならない。

3 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主及び広告依頼者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告依頼者及び委託業者は、市長が別に定める納付書により、広告掲載月の翌月末日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消)

第8条 市長は、広告の掲載を決定した後でも、次の場合は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 委託業者が委託契約に違反したとき。
- (2) 広告依頼者、委託業者または広告主が市長の指示、監督に従わないとき。
- (3) 広告依頼者、委託業者または広告主が市の信用を傷つける行為があったとき。
- (4) 広告依頼者、委託業者または広告主の財産に対して、他からの差押さえ、仮処分、強制執行、競売の申し立て、公租公課の滞納による差押さえ、又は自ら、もしくは第三者からの破産、和議、会社整理、更正法等の申し立てがあったとき。
- (5) 前各号のほか、委託業者に委託することが不適切と認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、市長と広告依頼者及び委託業者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第1条、第2条並びに第4条第3項の規定は、実施の日以後に掲載決定された広告から適用し、同日前になされた掲載決定による広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年7月31日から実施する。

広報せんなん広告掲載申込書

年 月 日

泉南市長 様

住所・名称

代表者氏名

電話番号

担当者職・氏名

広報せんなん広告取扱い要領の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

掲載月		掲載件数	
-----	--	------	--

広告掲載申込者				
	名称及び住所	枠の種類	事業概要・広告内容	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				